福建事変時における日本政府の対応に関する一考察

橋本浩一

はじめに

1) 福建事変(福建人民革命政府) について

1933 年 11 月 20 日、反蒋抗日と民主政治等を標榜し、そのための新たな国家体制を構想・提起した政権が、福建省・福州に誕生した。「中華共和国人民革命政府」(通称:福建人民革命政府、以下、人民政府と略称)がそれである。人民政府の成立から翌 34 年 1 月中旬における崩壊までの過程は、福建事変として知られるところである。

人民政府は二ヶ月足らずという短命に終わったが、その試みに参加した主要人物・ 党派が、その後の抗日統一戦線形成過程や抗日戦争期、さらに国共内戦期の政治的展 開に第三勢力として一定の役割を果たしつづけたこと、また、中国共産党との間で反 蒋抗日のための連携を具体化させたことなどからも、「抗日救国」や「抗日民主」を主 軸に展開する 30 年代から 40 年代の中国政治史、第三勢力史、統一戦線史等を考える 上で、人民政府(福建事変)を無視することはできないといえる。1

- 2) 日本政府の動向に関する検討の重要性
 - ◎人民政府にとって ⇒ 政権の存続を左右する現実的問題
 - ◎日本政府にとって ⇒ 福建事変は満州事変以後の対中政策上、看過できない事象
- 3) 先行研究
 - ◎福建事変時における日本政府の動向を本格的に検討した研究はなかった。
 - ⇒・福建事変研究でのわずかな言及2…一次史料による実証的検討はなされず
 - ・日本の対中外交に関する優れた研究3…人民政府の成立と関連づけて検討しているものはなかった
 - ◎発表者による研究、および近年の日本史研究の中での福建事変との関連への言及
 - ⇒・拙稿④ 松浦正孝による研究4
- 4)報告のねらい
 - ◎発表者による研究(拙稿④)で取り上げなかった、二つの事例(「臨検封鎖問題」と 「抗日的論調取締問題」)に関する日本政府・外務省の対応を実証的に検討する。
 - ⇒ 当時における日本の対中外交の一端を明らかにする 人民政府に関する総合的な研究の一環としても意義

I. 外務省・軍部の基本方針と問題意識

- 1. 外務省・軍部の基本方針
- (1) 外務省の「不干渉方針」
- ◎外務省と軍部による人民政府樹立動向の事前察知
 - ⇒・在福州総領事守屋和郎から外務省中央へ(1933年11月12日)5
 - ・在中国公使有吉から外務省中央へ(11月14日)6
 - ・外務省中央から守屋へ(11月16日)7
- ◎日本政府・外務省の基本方針
 - ⇒・守屋総領事による福建独立問題への対応について中央への請訓(11月18日)8
 - ・外務省中央は、基本的に守屋の方針を追認する訓令(11月20日)9
 - ・人民政府に対する外務省の基本方針…中国の内政問題と見なし、現地での抗日 運動の高揚および権益侵害がない限り、「不干渉・静観」の立場¹⁰。
- (2) 軍部の動向
 - ◎陸軍中央
 - ⇒・当面は傍観姿勢…外務省中央による観測11
 - ・陸軍より電訓(11月18日)…対策決定の状況になく、成り行きを注視12

◎海軍

- ⇒・要請があれば馬公要港¹³より軍艦を派遣、福州・厦門一帯の警備にあたる方針¹⁴。 ※軍部は人民政府に対する外務省の「不干渉方針」に、基本的には賛成の立場¹⁵。
- ◎台湾軍、台湾総督府の動向
 - ⇒・人民政府成立後における台湾軍、総督府からの資金援助や裏面工作報道16
 - ・広東駐在武官和知鷹二17を介した台湾軍・台湾総督府と人民政府の接触18
 - ・松井石根、台湾軍、台湾総督府による福建への関心19
 - ・人民政府成立後における台湾軍、総督府関係者の動向20と策動21
- ◎台湾軍、台湾総督府と外務省・軍部中央の関係
 - ⇒・外務省中央の懸念、および軍部中央との協調による「不干渉方針」の徹底22
- 2. 外務省・軍部の問題意識
- (1) 外務省中央の問題意識
 - ①人民政府による抗日運動の積極的展開と、その中国全土への波及。
- ②福建省の既得権益、在留邦人の利益・諸活動への侵害
- ③人民政府と共産勢力の結合、それに内在する台湾での反植民地運動への影響23
- ④欧米列強の動向に及ぼす影響24
- (2) 外務省現地出先、および軍部の問題意識
 - ①在厦門領事:塚本毅
 - ⇒・現地の権益保護、共産化の進展と台湾植民地への波及、列強の福建進出を憂慮²⁵ ②陸軍中央
 - ⇒・人民政府と欧米列強の協力関係、福建省への列強勢力の進出26、国防的観点27

- ・中国全土における反蒋運動の展開28
- ③海軍 ⇒・居留民保護の問題、および台湾海峡防備の国防的観点29
- ※人民政府成立に対する日本政府・外務省および軍部の問題意識
 - ⇒ 視点やプライオリティーの相違は存在したが、およそ共通

Ⅱ.「臨検・封鎖問題」への日本政府の対応

- 1. 南京国民政府の福建事変への対応
- (1) 政治的、経済的、軍事的対応
 - ◎政治的対応
 - ⇒・人民政府に対する国民党支配の正統性を否定する「叛乱」として位置づけ、厳 正な対処姿勢の迅速な表明
 - ・宣伝文書や反人民政府運動への組織的動員などにより反人民政府の世論形成
 - ・「西南特使」派遣と四中全会の開催を通じた西南派への対応
 - ◎軍事的対応
 - ⇒・福建・浙江・江西省境、閩北への軍事力の配置
 - ・第五次剿共に従事していた部隊の一部にも、12月下旬までに閩北へ集結指令30
 - ・海軍も対応を早期から協議、福建・浙江沿海への艦船派遣などを準備、実行31
 - ・武力鎮圧を即座に実行せず 非軍事的解決に余地 最終的に空爆も
 - ◎経済的対応
 - ⇒・福州への経済封鎖:人民政府財政や福建経済への圧力、軍事的孤立化をねらう
- (2) 南京国民政府による「船舶臨検・福州港封鎖」方針
- ◎外交部長・汪精衛による日本政府への要請(11月25日)

〔本官発支宛電報第六六○号〕兼署外交部長汪兆銘ハ廿五日附照会文ヲ以テ貴公使ニ宛テ左ノ要旨申出アリタリ

今回福建省ニ叛乱発生シ本国政府ハ既ニ情勢ニ必要ノ處置ヲ執ルコトニ決定シタルニ付キ貴公使ニ於テモ右御了承ノ上貴国人民及船舶カ叛徒ニ対シー切ノ軍器ヲ供給スルコト無キ様又其他禍乱行為助長トナル物品提供共助ナキ様御措置相煩度ク各国商船ノ福建省沿岸通過ニ際シ本国海軍ハ必要ト認メタル場合ハ検査ヲ行フコトアルヘク右ハ速ニ時局平定ヲ期スル上ノ措置ナルニ付キ至急何分ノ御處置相成様致シ度シ云々32。

- ⇒①日本国民と船舶による人民政府への武器、および戦乱助長物品の不提供・不共助
 - ②中国海軍が必要と認めた場合の福建省沿岸における各国商船への検査の実施
- ◎南京国民政府在日本公使館の参事官による外務省アジア局長への要請(11月27日)⇒・上記①について改めて要請した³³

- 2. 日本政府・外務省の反応
- (1) 外務省中央の反応
 - ◎在中国有吉公使と外務省中央による対応の確認
 - ⇒・有吉による回答案、その可否をめぐる中央への請訓(11月 28日)³⁴
 - i) 福建への武器供給等による反乱助長の無いようすでに取り締っている
 - ii) 日本船舶に対する臨検は条約に規定する通商航海上の権利侵害であり許容 できない
 - ・外務省中央… i) に関する若干の修正(日本政府の姿勢における継続性の強調) および列強の動向を考慮した口頭での回答指示(11月29日)35
 - ◎有吉と汪精衛の会見(12月1日)

有吉公使ョリ左ノ通 本使十二月一日来寧同日汪兆銘ト会見セリ会談要領左ノ通 一、……本使ョリ福建独立問題ニ言及シ右独立運動ノ成行ニ対シ日本政府ニ於テハ 居留民ノ保護其他ノ関係ョリ深甚ノ注意ヲ佛ヒ居ル次第ヲ告ケ国民政府ノ福建側ニ対 スル対策及日本居留民保護ニ関スル決心等承知シ度處先般外交部ョリ照会越シ次第モ アリ先ツ日本政府ノ本問題ニ対スル熊度ヲ闡明シ置クヘシトテ

- (一) 独立政府力抗日ヲ旗幟トシ又ハ我方ノ権益ヲ侵害セサル限リ干渉ノ意図ナキコト
- (二) 日本政府カ支那ノ内乱ヲ助長スルカ如キコト無キ様従来トモ取締リ居リ今回ノ事 件ニ対シテモ何等変更無キコト
- (三) 船舶ノ臨検ハ條約上ノ権利侵害ナルニ付キ許容シ難キコト

等御訓電ノ御趣旨ニ基キ夫々声明シ置キタル處

二、汪ハ右日本政府ノ公正ナル態度ヲ承知シ大ニ安心セリ唯船舶ノ臨検ハ本事件ノ早期解決上ニ必要ナル處外国船ノ臨検ハ嘗テ上海ニ於テ其ノ先例有ルヤニ聞キ及ヒオリ其ノ例倣ヒ実施シタキ考ナリトテ我方ノ同意ヲ申出テタルカ本使ヨリ條約上ノ権利ヲ無視スルコトノ不可ナル次第ヲ説キ繰返シ我方ノ態度ヲ強調シ置キタル……36

- ⇒・事変への「不干渉方針」を基本とする、日本政府の態度を南京国民政府に表明
 - ・条約上の見地より容認できないという「臨検・封鎖問題」に対する明確な立場
- (2) 外務省および海軍出先の反応
 - ◎在福州守屋総領事の反応
 - ⇒・外国船舶の福州入港が阻止された場合、居留民は餓死するとの一般的見解
 - ・「未タ斯ノ如キコトヲ真面目ニ考慮スル程度ニ事態逼迫シ居ルヤ疑ハシ」く、「之 等ノ諸問題ハ先ツ中央政府ト外国公使館トニテ話合フへキ事項」³⁷
 - ◎海軍出先の反応

二日支那海軍連絡者趙立吾来訪ノ際帝国ハ福建ニ於ケル商船臨検ヲ承認セザルコト 之ヲ強行セバ重大事態トナルベキコト及之ガ為既ニ馬公ヨリ駆逐艦ヲ派シタルコト等 ヲ話シ之ヲ佐藤所見トシテ李次長ニ傳ヘシメタル四日趙ノ談ニ依レバ右陳季良ニ傳ヘ タル處同司令ヨリ南京ニ電報セル旨ナリ38

- ⇒・船舶臨検が強行されれば重大事態になると認識
 - ・馬公要港部より駆逐艦を派遣するという対応
 - ・出先海軍はこの問題について相当強い関心を示した
- (3) 南京国民政府による「船舶臨検・福州港封鎖」の実行と日本の対応
 - ◎南京国民政府海軍部による福建沿岸の艦船への訓電
 - ⇒ i) 中国船すべてに対する臨検の実施 ii) 石炭輸送外国船の入港差し止め
 - iii) 軍需品および軍米輸送外国船の拿捕·抑留39。
 - ※人民政府に対する事実上の海港封鎖を実行
 - ◎船舶臨検の開始

南京政府ノ福建海港封鎖(十二月二日) 南京政府海軍部ハ福建海港封鎖ニ依リ福建ニ対スル軍需品食糧等ノ供給ヲ中断シ経済的的危機ヲ招来セシムへキ決意ニ基ク政府ノ命令ニョリ愈々海軍力ヲ以テ封鎖ヲ実行スルニ決シ其ノ根拠地点ヲ福建省三都(……)ニ置キ既ニ同地ニ集合セル陳季良指揮下ノ軍艦五隻ハ十一月二十九日ョリ福州厦門等ニ出入スル支那船舶ノ検査ヲ開始シタル外昨日ヨリ更ニ三艦ヲ増加シ本格的ニ封鎖ヲ開始スルト共ニ交通部ハ本日正式ニ中国人経営会社ニ対シ福建諸港へノ航行禁止ヲ命令シタリ40

- ⇒・陳季良指揮下の軍艦が、11月29日に中国船への臨検を開始
 - ・海軍部は12月1日に三艦を増派して本格的封鎖活動に着手
 - ・交通部も2日に中国人経営の船舶会社に対する福建諸港への航行禁止命令
 - ・11月30日、軍艦・中山がイギリス船恒生号を臨検し、船内捜索を実行
- ◎日本船への臨検実行姿勢と日本側の対応
 - ⇒・12月5日、在日本公使館参事官が外務省アジア局長を訪問 「英国カ認メタルニ日本カ拒絶セリトイフコトトナラハ折角好転シツツアル日 支関係ノ将来モ懸念セラル」と比較的強気な姿勢
 - ・外務省アジア局長の回答:「御説ノ如キ結果ヲ見ルヤモ知レス……我方トシテハ 條約有スル正當ナル権利ヲ枉ゲル訳ニハ行カスト応酬」し、強い姿勢を示す42
 - ・軍政部次長・陳儀から在南京日高総領事への説明:「海軍ハ福建沿岸ヲ巡航シ軍 需品ノ輸入等ヲ監視スヘキモ、封鎖ノ挙ニ出テントスルモノニ非ス」43
 - ・12月3日に日本側艦船・帆風と訪問使を交換した軍艦・中山の艦長:「日本船舶 ニ対シテハ絶対ニ行ハザル旨言明」44
- ◎「臨検・封鎖問題」に対する日本側の一貫した姿勢
 - ⇒・有吉公使を訪れた唐有任への回答 唐の姿勢:「条約違反」と認めた上、福建事変の解決のため理解・協力を求める

有吉の回答:「我方トシテハ條約違反ノ行為ニ対シ絶対承認ノ餘地無キ旨ヲ答へ 尚現在同方面ニハ帝国軍艦モ派遣シアリ万一支那側カ臨検ヲ強行スルカ如キ コトアラハ重大ナル結果ヲ来ス惧アルヘシト警告シ支那側ニテ断念スルコト 然ルヘキ旨」45

- ・南京国民政府による日本船を含む外国船への臨検を実質上阻止46
- ・人民政府に対しても同様の姿勢47

Ⅲ.「抗日的論調取締問題」における日本政府の対応

- 1.「日本関与説」と外務省中央
- (1) 福建事変における「日本関与説」報道
 - ◎中国国内における人民政府「日本関与説」報道
 - ⇒・『中央日報』(1933年11月22日)48…陳友仁による日本への援助要請
 - ・『中央夜報』(1933年11月22日)49…陳友仁による対日五千万元借款要請
 - ・『申報』(1933年11月22日)50…総督府より陳銘枢への三百万元の援助
 - ・『新沙市日報』(1933年11月29日)51…台湾総督から陳銘枢へ300万元供与
 - ・「日本関与説」は一般にかなり信じられていた52
- (2) 外務省中央における懸念と対応
 - ◎在中国有吉公使および中国主要領事館に対する指示

「支那新聞カ今回ノ運動ノ背後ニ日本側ノ支持アルカ如ク書立テ殊ニ党部ニ於テ右様ノ通信ヲ作成配布シ居ルカ如キハ不都合ト云ハサルヘカラス就テハ右御含ノ上南京政府ニ対シ機会アル毎ニ斯種抗日的悪宣伝取締方要求方可然御取計アリ度」53。

- ⇒・南京国民政府への抗日的言論の取締り要求
- 2. 外務省出先の対応
- (1) 漢口領事館の対応
 - ◎1933年11月28日、現地紙『新民報』論説による人民政府問題への言及54

閩變揭開以来、其宣言之支離幼稚、行動之荒誕離奇、組織分子之複雜矛盾、內部挙措之張皇紛乱、早已為世人所共見共聞。……無奈今日中國所處之環境、既萬不能再容內部之分裂、而國家內外之敵人、即日本與共產黨、則又深喜中國発生此種內部分裂之現象。故閩變所生之客観的影響、可以簡括表示之曰:削弱中國民族自衛之力量、造成日本與共產黨侵攻中國與分割中國之機會而已。

…內外敵人既惟恐中國不乱、而離奇不可思議之閩變、適應時出現、即無勾結日本與共產黨之事実、而在客観上固已造成日本與共產黨分裂中國與擾乱中國之機會。况乎助成閩變、固為共產黨破壞五次圍剿預定之計劃、而陳友仁之通日、亦為世人週知之事実。 …吾人即目福建叛徒為日本與共產黨合僱之別動隊、亦不能過違於事実也。

- ⇒ i) 中国内外の敵は日本と共産党であり、両者は中国に内部分裂が起きることを 非常に喜んでいる。
 - ii) 人民政府出現の客観的影響は、中国民族の自衛力量を弱め、日本と共産党に 中国への侵攻と分割の機会を与えることである。
 - iii) 陳友仁が日本と連絡していることは世人周知の事実である。
 - iv) 福建の叛徒は日本と共産党の別働隊である。

◎在漢口谷口総領事代理による現地警備司令部金参謀長への申し入れ

當地民衆ノ対日感情融和シ張主席始メ日支親善ニ努メ居ル際ニ此ノ種論説カ當地ニ 於テ有力ナル新民報ニ掲載セラルルハ甚タ遺憾ニシテ民衆ノ対日感情ヲ再ヒ悪化セシ ムル惧アルニ付厳重取締アリタキ55。

- ⇒・現地民衆における反日感情の高揚を憂慮
 - ・記事に関し注意喚起し、現地当局による新聞報道などの厳重な取締りを要求
 - ・金参謀長の対応:「一應新聞取締ノ容易ナラサル旨ヲ述ヘタル上今後ハ再ヒ此 種ノ記及論説ヲ掲載セサル様此ノ機会ニ於テ新民報始メ當地 各漢字新聞ノ責任者ヲ招致シ厳重訓戒スヘキ旨言明セル…」56

◎湖北省党部主催討逆民衆大会(11月30日予定)関連記事への対応

湖北党部ハ三十日武昌ニ於テ福建問題ニ関シ討逆民衆大会ヲ挙行スルコトシ……招請状ヲ発シタル由ニテニ十九日ノ當地各漢紙ハ斉シク右ノ全文ヲ発表シ居ル處右招請状中ニ福建政府ハ日本帝国主義ヨリ多額ノ資金ヲ借受ケ以テ作乱ノ軍(費〔ママ〕)ニ當テントス云々ノ辞句アリ旁同民衆大会ニ於テハ何レ福建問題ヲ日本ト結着ケテ種々勝手ナル言辞ヲ弄シタル演説ヲ為シ又ハ伝単等ヲ散布スルコトアリ得ヘク斯テハー般民衆ノ対日感情ヲ刺戟スル處大ナリト思料シタルニ付ニ十九日八谷ヲ同伴シ省政府ニ本官ノ豫テ知合ナル主席代理盧秘書長ヲ往訪シ明日ノ民衆大会ニ於テ為サルヘキ福建問題ニ対スル演説ノ他ニ福建独立ト日本カ何等関係アリトノ印象ヲ與フルカ如キ言葉ヲ用ヰサル様配慮煩度旨並大会ノ状況等ハ漢字紙ニモ特筆セラルヘキモ其際新聞記事者カ擅ニ日本ヲ誣ルカ如キ記事ヲ登載セサル様手配願ハレ間敷ヤト懇談的ニモ「シーリヤス」ニ申シ入レタル……省政府カ招来何等宣言又ハ通電ヲ発セラレルトキハ其ノ中ニ日本ヲ引合ニ出シ張主席其ノ他ノ御盡カニ依リ好転シツツアル民衆ノ対日感情ヲ再ヒ悪化セシムルカ如キコトナキ様特ニ御注意アリタシト申入レタル……57

- ⇒・日本の資金援助に言及した大会参加招請状の文面が、新聞紙上に発表される
 - ・谷口の対応:福建問題と日本を結び付けた言辞が、対日感情を刺戟すると懸念 演説等における配慮と大会関連の新聞報道規制を省政府に要求 省政府による通電等でも、対日感情を悪化させないよう申し入れ

◎表面上における一定の効果

⇒・漢口市党部主催の各界民衆討逆大会、関連報道とも抗日的辞句は見られず

- ・谷口から外務省中央への報告「支那當局ニ対スル本官屡次ノ申入レカ先方ノ注 意ヲ喚起シタル結果ト思料セラル」58
- ・省政府通電に露骨に日本を引き合いに出した字句は表現されず59

(2) 沙市・宜昌・上海各領事館の対応

◎荊沙各界討逆大会(12月11日)の状況と在沙市領事館の対応

福建問題発生以来當地ノ各新聞紙ハ連日社説ヲ掲ケ国難ノ際斯ル挙ニ出タル陳銘枢李済深等ノ非国民的行動ヲ責メ徹底的討伐ヲ高唱スルー方独立政府カ日本側ト連絡アリ資金ノ援助ヲ受ケタリトカ借款交渉進行中ナリトカ甚シキニ至テハ已ニ成立調印セリトカ報シ居リタルカ去ル九日ノ各紙ハ第十軍第四十八師ノ政治訓練處及特別黨部等ノ発起ニテ昨十一日最楽舞台(劇場)ニ於テ荊沙各界討逆大会(荊沙ハ荊州及沙市ノ意ナリ)ヲ挙行スルコトトナリタリトテ各界機関ニ発シタル通知及標語等ヲ発表シ居リタル處其ノ中ニ「聯共親日」「通匪媚日」ノ字句アリ前掲無稽ノ報道ト相俟テ民衆ヲ誤リ対日感情ヲ悪化スル虞アルモノト認メラレタルニ依リ第十軍長ニシテ四十八師長タル徐源泉ニ對シ文書ヲ以テ右種行動ヲ謹マレタシト警告シ置キタルト處大会當日ノ状況ハ特ニ對日感情ヲ悪化スルカ如キ行動ナク……散会セリ60。

- ⇒・沙市では各新聞による日本の対人民政府借款供与報道
 - ・各界討逆大会に関する通知・標語における「聯共親日」等の字句を使用
 - ・領事館の対応…民衆の対日感情悪化を危惧し、現地当局に文書により警告
 - ・討逆大会当日には反日的言動は見られず
- ◎宜昌各界討逆大会(12月18日)の状況と在宜昌領事館の対応
 - ⇒・県党部が開催 大会標語に「聯共親日禍国殃民ノ福建偽政府ヲ打倒セヨ」
 - ・領事館の対応…「本標語ハ不都合ニ付撤去方抗議セリ」「支那側ニ対シ此際福建 問題ニ藉口シ對日空気ヲ刺激スルカ如キ越軋ノ言動取締方申入レタル」61
- ◎上海市民党逆大会(12月2日)
 - ⇒・大会宣言、演説などで人民政府と日本と結託、福建が第二の台湾になどの言説
 - ・領事館の認識…民衆の対日感情悪化の恐れ
 - ・領事館の対応…石射総領事による市長への厳重な注意喚起の方針62
- ◎「日本関与説」などの言説の継続
 - ⇒・国民党による世論操作的側面も、抗日論調には含まれていた可能性63。
 - ・12月16日、杭州での福建討伐民衆大会…日本による人民政府援助に言及64
 - ・12月15日付『中国晩報』および16日付『中華日報』…日本政府による人民 政府への一千万元の砂糖借款報道65
 - ・12月21日付『中央日報』…砂糖借款に向けた動向を掲載66

おわりに

◎「臨検封鎖問題」について

人民政府への対策として南京国民政府が実行した船舶臨検・海港封鎖に関し、外務省は「不干渉方針」を前提としつつも、既得権益を侵害する日本船舶への臨検実施については、如何なる事情においても容認できないという強い態度を一貫して示した。この問題に対する外務省中央の対応は、より明確で強固なものであったといえる。中国に対する既得権益は日本の対中政策の基底をなすものであり、その侵食は断じて許されないことであったことによると考えられる。

◎「抗日的論調取締問題」について

中国における抗日気運の高揚を懸念していた外務省は、人民政府の成立に際し中国 国内で流布していた「日本関与説」「抗日的論調」を抑制しようとした。中国各地の外 務省出先による南京国民政府現地当局への抗日的論調取締りの要求は、一定の効果を 示したものの、その後も「日本関与説」は絶えることがなく、対処療法的なものでし かなかったといえる。人民政府を支持するか否かを問わず、中国民衆における意識の 底流には、抗日ナショナリズムが存在し続けていたからであろう。

◎南京国民政府と「臨検封鎖問題」「「抗日的論調取締問題」

人民政府への軍事的、経済的対応の一環としてなされた「臨検・封鎖」、および福建事変についての国内世論に対する日本の立場・姿勢について、南京国民政府側は一定の理解・配慮(妥協)を示しながら対応していた。「満州」や華北をめぐる諸課題を抱えながら、第五次「囲剿」の只中にあった当時の南京国民政府にとって、福建事変への対応をめぐる日本との対立・紛争は、回避すべきと考えられていたからではないか。

¹ 報告者はこれまで人民政府の重要性を認める立場で、いくつかの角度から研究をすすめてきた。拙稿①「福建人民革命政府の政権構想、組織およびその実態」『歴史研究』〈大阪教育大〉第29号、1992年、②「福建人民革命政府の財政顕在基盤と経済政策について」『近きに在りて』第25号、1994年、③「福建人民政府の華僑政策と華僑の動向」『歴史研究』〈大阪教育大〉第33号、1996年、④「福建人民革命政府の対外政策と日本政府の動向」(上・下)『中国研究月報』669・670号、2003年11月・12月。

² 本庄比佐子「福建事変と中国共産党」(『近代中国研究センター彙報』15、1971年)、 王順生・楊大偉『福建事変 一九三三年福建人民政府始末』福建人民出版社、1983年、 吴明剛『1933:福建事変始末』湖北人民出版社、2006年。これらの研究は、日本側にお ける台湾軍・総督府の動向や福建事変と欧米諸国の関係性への意識など、発展的に継承 し得る興味深い論点を有していたが、簡単な言及にとどまり、実証的な検討には至って いなかった。

³ 満州事変後の日本外交に関する研究は多数存在するが、代表的または関連する研究としてつぎのものを挙げておく。酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』(東京大学出版会、1992年)、井上寿一『危機のなかの協調外交』(山川出版、1994年) 臼井勝美『日中外交史研究-昭和前期-』吉川弘文館、1998年(満州事変以後、人民政府の成立以前における福州の排日運動に関する専論として、「中国における排日ボイコット — 1931-1933年 福州の場合 — 」を所収)、富塚一彦「一九三三、四年における重光外務次官

の対中国外交路線」(『外交史料館報』第 13 号、1999 年)、武田知己『重光葵と戦後政治』吉川弘文館、2002 年。

- 4 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか』名古屋大学出版会、2010年。同書の第 三部第九章「「大東亜戦争」と大亜細亜協会及び松井石根」では、台湾軍司令官としての 松井による汎アジア主義運動の推進の一面として、福建事変への関与姿勢について言及 している。
- 5 昭和8年11月12日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第317号(部外極秘) (『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1巻第2部〈昭和8年対中国関係〉〔以下、『日本外交文 書』〈昭和8年対中国関係〉と略記〕802~803頁、文書658)。

[往電第三一二号ニ関シ] ……当地ノ排日空気カ共産軍ノ脅威以来多少緩和セルコトハ往電第二八九号ニモ言及セル所ナルカ昨今特ニ海産物及「バナナ」ノ入荷相当売行モ悪カラス公安局員又ハ反日団体等ノ日貨排斥モ目立タサルニ至レリ……省政府ノ態度ノ変化カ稍唐突ノ様ニモ見受ケラレ本官ニ於テ多少薄気味悪ク感スル次第ナリ……最近李宗仁及陳銘枢カ西南ヲ率ヰテ反蒋ノ態度ヲ明示シ先ツ十九路軍ニ依リ福建ノ独立ヲ画シ其援助ヲ既ニ我方有力筋ニ申入レタリトノ報道ヲ相当確実ナル筋ョリ本官ニ於テ入手セリ右報道ニシテ事実ナリトセハ今回ノ省政府ノ妥協的態度ハ右策動ノ結果ナリト見サルノミナラス西南政局及日支関係ニ対シ重大ナル影響アル事項ナリト思惟セラルル……

- 6 昭和8年11月14日、在中国公使有吉発、広田外務大臣宛、第661号(『日本外交文書』〈昭和8年対中国関係〉604~605頁、文書452)。
- 7 昭和8年11月16日、広田外務大臣発、在福州守屋総領事宛、暗第47号極秘(外務 省記録A.6.1.5.1-17「支那内乱関係一件 福建独立運動関係」〔以下、記録「福建独立運 動関係」と略記〕)。

[貴電第三一七号末段ニ関シ]広東和知ノ電報ニ依レハ李済深・陳銘枢・蒋光鼐(林森モ加担シ居ルカ如シ)ハ反蒋的福建独立運動ヲ画策シ居リ十一月初旬陳済棠及李宗仁ノ了解ヲ求メタルモ何レモ態ヨクアシラハレタルカ彼等ハ該運動ヲ断念セス引続キ種々策動シツツアルトノコトナリ而シテ済深及銘枢ノ両者ハ和知ニ対シ頻リニ連絡シ来レルモ和知ハ福建ハ先ツ内部ノ建直ヲナスヘキナリト忠告シ置ケル趣ナリ

右二関シ中央陸軍ニテハ差当リ前記運動ニ対シ放任傍観ノ態度ヲ執ルコト可ナリトノ考 ナルモノノ如シ

8 昭和8年11月18日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第327号(『日本外交文書』(昭和8年対中国関係)608~609頁、文書457)。

陳銘枢ノ福建独立政府ハニ十日宣言発表ト共ニ民衆ノ示威アルヘク又宣言中ニ激越ナル排日ノ文句等アラハ無智ナル民衆ニ於テ越軌行為ニ出テ日本人特ニ台湾籍民等ト衝突ヲ起コス如キコト無シトモ限ラス(各方面ノ情報ヲ総合スルニ破壊的行動ハ厳重取締ル模様)就イテハ可然キ方法ニ依リ此ノ點省政府ニ注意シ置ク積リナルモ夫以外ニ於テハ新政府カ関税及塩税差押ヲ為シ又ハ其他ノ暴挙ワヲ敢テシ国際問題ヲ起ササル限リ本官単独外国領事ト共同ニ何等干渉カマシキ措置ヲ採リ得サルヘク旁本官トシテハ暫時成行ヲ観望スルヨリ途無キ様思考ス(尤外国領事ニハ必要ナル情報ヲ供給シ歩調ヲーニスル様指導シツツアリ)今回問題ニ関聯シ本官於テ心得ヘキ事項折返シ御回示ヲ得タシ

9 昭和8年11月20日、広田外務大臣発、在福州守屋総領事宛、暗第49号至急(記録「福建独立運動関係」)。

[貴電第三二七号二関シ]貴見ノ如ク差当リ成行ヲ観望スルト共ニ独立政府ヲシテ抗 日ヲ強調セシメサル點ニ特ニ意ヲ用イ(右台湾籍民等ニ対スル刺激ヲ避クル為ノミナラ ス対支政策上ノ一般的見地ヨリスルモ極メテ肝要ナリ)我方トシテハ独立政府カ抗日ヲ 旗幟トスルニ於テハ到底黙視シ難キモ然ラサル限キリ且我方権益ヲ侵害セサル限リ福 建ノ独立ハ支那内部ノ事柄ニシテ干渉ノ意図ナシトノ趣旨ヲ以テ同政府側ヲ指導セラ レ度尚関税及塩税差押等ノ問題生スル場合ニハ措置振請訓セラレ度シ

10 日·英·米·仏の各国領事からなる領事団においても、人民政府に対する態度について、 関税問題などでの条約違反がない限り干渉するべきではないとの意見で一致していた。 (昭和8年11月23日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第343号(『日本外交文書』〈昭和8年対中国関係〉616~617頁、文書464、『東京朝日新聞』夕刊、昭和8年11月25日 [外務省記録 A.6.1.5.1-17-3 「支那内乱関係一件福建独立運動関係 輿論並新聞論調」、以下、記録「輿論並新聞論調」と略記〕)。しかし、外務省の「不干渉方針」はあくまで人民政府の合法的かつ友好的態度を前提としており、その対日姿勢が在留邦人の生命・財産や日本の権益を危機に陥れる非友好的・排目的行動となる場合は、その排除に適切な手段を採るという立場を留保するものであった(『報知新聞』昭和8年11月20日 [記録「輿論並新聞論調」〕)。

- 11 前掲注7に同じ:昭和8年11月16日、広田外務大臣発、在福州守屋総領事宛、暗第47号極秘(記録「福建独立運動関係」)の末尾文言。
- 12 昭和8年11月18日、広田外務大臣発、在福州守屋総領事宛、暗第48号極秘(記録「福建独立運動関係」)。

[往電第四七号末尾二関シ]陸軍ヨリ上海、南京、広東武官及台湾軍ニ対シ福建ノ形勢 ハ我方トシテ対策ヲ決定スヘキ状況ニ達セサルモノト認ム仍テ此ノ上共成行ヲ注視ス ヘク殊ニ福建独立運動者カ欧米ノ勢力ト結託スルノ虞ナキヤ監視スヘキ旨電訓セル趣 ナリ右貴官限リ極秘含迄

尚ホ広東和知及台湾軍参謀近ク福建ニ旅行ノ筈ナル處右使命ハ前記状況視察ノ範囲 ヲ越エサルモノナル

- 13 台湾·澎湖諸島の都市である馬公にあった日本海軍佐世保鎮守府管下の軍港。また、要港には鎮守府の出先機関としての役割をもつ要港部が置かれた(百瀬孝『事典 昭和戦前期の日本制度と実態』吉川弘文館、1990年、348~349頁)。
- 14 『報知新聞』昭和8年11月20日(記録「輿論並新聞論調」)。

海軍では福建独立政府実現の情報に対し慎重なる注意を拂つているが事態愈々重大 化に處すべき一切の対策は豫め内定してゐる模様だが右につき当局者は左に如く語っ た。

福建独立が共産党と如何なる関係にあるか最も注意を要する處であるが如何なる政権が樹立されるにせよ万一事態の険悪を招来するが如きときは先づもって厦門におけるわが居留民(籍民を含む)約八千人の生命財産の保護を計らなければならぬのでこれに対する海軍としての準備は既に出来てゐる即ち万一厦門領事から要請があれば直ちに馬公より軍艦を急航せしめて福州並びに厦門方面一帯に亘りて遺憾なき警備を行はしむる筈であるまた台湾海峡の防備についても問題の起こるやうなことがあれば航空隊の諸準備と相まつて馬公要港司令部において万全を期し得るやう慎重に考慮し既に準備を出来ている。

- 15 外務省中央は、在英·在米大使に福建の情勢に対する基本方針を伝える際、次のように 軍部の立場を伝えている。「我方トシテハ権益侵害ノ事実ナキ限リ不干渉ノ態度ヲ守ル 方針ナリ(軍部モ賛成ナリ)」(昭和8年11月24日、広田外務大臣発、在英大使・在米 大使宛、暗合第2070号、「福建独立ノ件」〈記録「福建独立運動関係」〉)。
- 16 『新沙市日報』(1933 年 11 月 29 日)では、台湾総督が広東領事を通じ陳銘枢に独立運動費として 300 万元を与えたとの報道がなされた(在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、第 367 号〈記録「輿論並新聞論調」〉)。また、台湾軍司令官松井石根による策動なども中国紙上において指摘されていた(在中国有吉公使発、広田外務大臣宛、第 741 号〈記録「輿論並新聞論調」〉。
- 17 台湾軍・総督府の関与について考えるにあたり、注目すべき一人の日本軍人。和知は 陸士 26 期生、陸大 34 期生、軍内政治団体の桜会にも名を連ねていた人物で、人民政府 の成立当時は広東駐在武官として活動し、その後は台湾軍参謀長や南方軍総参謀副長な どを歴任している。福建事変との関連で見過ごせないのは、和知が陸軍における中国西 南工作の中心人物として活動していたという事実である。和知は西南の軍閥等に援助を 与え、蒋介石政権に対し華北と華南の双方から揺さぶりをかけることをねらった活動に 従事していたのである(戸部良一『日本陸軍と中国』講談社、1999 年、参照)。 人民政 府成立の以前に、和知鷹二は日中満提携の機運づくりを目的とした元「満州国」駐日代

表鮑観澄の華南渡航計画(1933年6月)の画策、あるいは浮浪華僑を利用しての「大 亜細亜王道政治」の高潮、擾乱の企図などを積極的に行なっていた(長岡新治郎「華南 施設と台湾総督府-台湾拓殖福大公司の設立を中心として-」〈中村孝志編『日本の南 方関与と台湾』天理教道会、1988年〉241頁)。

18 昭和8年11月15日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第322号 (『日本外交文書』〈昭和8年対中国関係〉605頁、文書453)。

往電第三一七号末段二関シ委細郵報済ナル處右ハ李及陳ヨリ西南独立二関シ援助ヲ ポメラレタル広東和知中佐カ財政的援助ヲ為スヘク斡旋中ナルカト(台湾軍及総督府ニ 於テ台湾糖毎月十万担価格五十万円ヲ中山港ニ輸入スル計画ノ具体化ヲ含ム林熊祥之 ニ関係ス林ハ招電ニ依リ明十六日渡台ノ上具体的取極ノ為香港ニ赴ク筈)ニ関ス本官ハ 当地官憲ノ対日空気変化ハ之ニ起因スルモノト確信スルニ至レリ

- 19 近藤正巳『総力戦と台湾-日本植民地崩壊の研究』刀水書房、1996年(第1章第1節、第2章第2節) および中村孝志「台湾と『南支南洋』」(同編、前掲書)、松浦正孝前掲書参照。実は、松井石根が1933年3月に設立した大亜細亜協会の幹部構成員に和知鷹二の名が連ねられていた。松井が司令官であった当時の台湾軍と和知の関係は非常に深く、また思想的にも松井と和知は近かった。
- ²⁰ 昭和8年12月12日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、機密第728号、「陸海 軍関係者及台湾総督府係官ノ来福ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)。
- 21 昭和8年12月11日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、機密第751号 (『日本外交文書』〈昭和8年対中国関係〉649~650頁、文書503)。台湾糖は台湾商人から香港商人へ渡り、香港で売りさばかれた資金が李宗仁・白崇禧に流れる仕組で、その一部が李済深をも潤すことになっていたという。

台湾商人ト香港ニ在ル中国商人(代表者ノー人カ韓賓禮……)トノ間ニ台湾軍部ノ肝 煎ニテ台湾糖売込ノ商談早クヨリ進行シツツアルコトハ曩ニ報告セル通リ……台湾糖ハ 韓ノ手ニテ売捌カレ李宗仁及白崇禧ノ武器購入其ノ他ノ軍費トナリ更ニ一部ハ李済深ヲ モ潤ス仕組トナリ居ルモノナリ台湾軍ノ意図ハ李、白ヲ革命政府ト呼応シテ立タシメン トスルニ存スルコト言フ迄モナシ(……本官カ斯ノ如キ計画ニ参與セル如ク支那又ハ外 国側ヨリ宣伝セラルルコトハ国策上面白カラスト考エ本官ハ全然関知セサル建前ヲ取リ 居レリ為念)

22 昭和8年12月7日、広田外務大臣発、在中国有吉公使宛、暗第257号極秘「福建独立ニ対スル中央方針ニ関シ照会ノ件」(記録「福建独立運動関係」)。

「福建独立ニ対シ不干渉静観ノ態度ヲ持スヘキ中央ノ方針ニハ依然変更ナク右方針ハ軍部ヨリノ指令ニ依リ台湾軍ニ対シテモ充分徹底シ居ル筈ナルヲ以テ同軍ニ於テ実質的援助ヲ與フルカ如キコト有リ得サルモ……中央軍部ヨリ台湾軍ニ対シ此ノ際更ニ念ヲ押シ置クヘキ趣ナリ」

- 23 昭和8年11月30日「福建独立政府組織ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)。 「(人民政府が)共産的色彩ヲ多分ニ含ミ第三党…ヲ通シ江西共産軍ト十九路軍トノ間 ニ相互不可侵ノ約束成立セルヤノ情報モアリ蘇聯トノ関係ニ付テモ相当疑惑ヲ抱カサ ルヲ得サル事情ニアリ今後台鮮人等ノ不逞分子ヲ煽動シテ我方ニ対シ如何ナル事端ヲ 醸成シ来ルヤ計リ難ク一葦帯水ノ台湾統治ニ及ホス影響ニ付イテモ深甚ノ注意ヲ拂ハ サルヲ得サルモノアリ」
- 24 昭和8年11月30日「福建独立政府組織ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)。 「右宣伝(福建独立への「日本関与説」)ノ欧米方面ニ及ホス影響ニ付テモ等閑ニ附シ 難キモノアルヲ以テ本省ト在支各館トノ連絡ハ勿論在欧米各館トノ間ニ於テモ十分ナル 連絡ヲ保持シ他ヨリ乗セラレサルコトヲ期スル」
- 25 昭和8年12月3日、在厦門塚本領事発、広田外務大臣宛、機密第537号「福建新政府ノ聯共政策ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)。

「聯共ノ結果共産党ニ対スル新政権(人民政府)ノ取締極メテ緩慢トナリタルハ事実ニシテ共産党ハ此ノ機会ヲ利用シ福建ニ於テ其ノ地盤ヲ築クコトニ活躍シ居ルコトハ疑問ノ餘地ナク……此ノ點多数ノ在留民ヲ有シ且一葦帯水ノ間ニ台湾ヲ有スル我方トシ

テハ重大ナル影響ヲ受クルモノト見サル可カラス依テ交通ノ要地タル厦門ハ在留民ノ生命財産ノ保護ト云フ点ノミナラス此ノ共産主義進出防止上重要ナル地位ニ在リ…… 又新政府カ外国資本ヲ以テ鉄道鉱山ニ再ヒ手ヲ出シ又外国武器ヲ自由ニ招来シ得ルニ至ルヲ虞ルル次第ナリー旦共産組織ノ一部分ニテモ施行セラレシカ後日如何ニ之ヲ改革スルモ現状ニ引キ戻スコト困難トナルヘク當地台湾人ニ伝染シ軈テハ台湾ニ伝播スルコトナシト云フヲ得ス」

中国各地における日本在外公館においても、人民政府の成立に伴う政情の変化を懸念していた。例えば、在天津栗原総領事は、福建での「政変」が国家主義青年党などとの関連から天津に拡大することを憂慮し、現地の見解および情勢の継続的伝達を福州総領事館に求めている(昭和8年12月7日、在天津栗原総領事発、広田外務大臣宛、第551号〈記録「福建独立運動関係」〉)。

- 26 前掲注 12 に同じ:昭和 8 年 11 月 18 日、広田外務大臣発、在福州守屋総領事宛、暗第 48 号極秘(記録「福建独立運動関係」)。陸軍中央は人民政府成立の直前、上海・南京・広東の武官および台湾軍に対して福建情勢の推移を注視すべく電訓。その際「殊ニ福建独立運動者カ欧米ノ勢力ト結託スルノ虞ナキヤ監視スヘキ旨」をも付言している。
- 27 陸軍省軍事調査部『福建独立運動に就て』昭和9年1月4日、3頁。

抑、福建は我台湾と一葦帯水の地であって、日支両国間には同地不割条約を締結せられある程其動静は直に帝国の国防に重大なる関係を有するが故に絶対に対岸の火事視する訳には行かない。

28 『報知新聞』昭和8年11月20日(記録「輿論並新聞論調」)。

福州の人民政府成立につき陸軍当局では次の如く見てゐる

未だ陸軍省に独立の電報は入っていないが、斯かる形勢は前からあったので恐らく事実だろう。これは……全国的に支那全土大動乱の前兆となる可能性があり、然る場合には北支にも波及し延いてはわが国としても十分この推移を監視せねばならぬが殊にここに注目せねばならぬのは福州におけるこの独立の蔭に欧米の勢力が働いてゐるのではないかの一点である點である

- 29 『報知新聞』昭和8年11月20日(記録「輿論並新聞論調」)。
- 30 軍委会南昌行営検送《戡定閩変紀略》致国民政府文官処函件〈1934年9月7日〉中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料匯編』第5輯第1編政治(5)、江蘇古籍出版社、1994年、731~734頁。
- 31 『中央週報』第 287 期、1933 年 12 月 4 日
- 32 昭和8年11月26日、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第643号(外務省記録 A.6.1.5.1-17-4「支那内乱関係一件 福建独立運動関係 国民政府ノ福州港封鎖問題」 〈以下、記録「福州港封鎖問題」と略記〉)。

南京国民政府の方針は、日本だけでなく英・米・仏に対しても伝えられていた(昭和8年11月25日〈本省着〉、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第635号〔記録「福州港封鎖問題」〕。

- 33 昭和8年11月27日、広田外務大臣発、在中国有吉公使宛、暗第245号(記録「福建独立運動関係」)。福建への武器搬入が画策されていたのは事実のようである。例えば香港の大阪商船から在香港蘆野総領事代理への内報では、海豊からイギリス船で持ち込まれた十九路軍領袖・蔡廷鍇宛の武器弾薬11箱の、香港から厦門までの再輸送依頼が11月30日になされたという。この一件については、蘆野総領事代理から大阪商船への注意喚起、香港当局のイギリス船による福建への武器輸送および香港における武器積み替え禁止の方針などもあり、実現はしなかったようである(昭和8年12月4日、在香港蘆野総領事代理発、広田外務大臣宛、第152号、〔記録「福建独立運動関係」)。
- 34 昭和 8 年 11 月 28 日、在中国有吉公使発、広田外務大臣宛、第 698 号(記録「福州 港封鎖問題」)。
- 35 昭和8年11月29日、広田外務大臣発、在中国有吉公使宛、暗第250号、「福州事件 ニ関スル在支公使宛回訓ノ件」(記録「福建独立運動関係」)。
- 36 昭和8年12月2日、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第657号 (記録「福

州港封鎖問題」)。

- 37 昭和8年11月28日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第364号(記録「福州港封鎖問題」)。
- ³⁸ 昭和8年12月5日、在上海佐藤武官発、海軍次官、在中国各地武官、三艦隊参謀長、 次長、十一戦隊司令官宛、機密第150番電(記録「福建独立運動関係」)。
- 39 昭和 8 年 11 月 29 日、在中国有吉公使発、広田外務大臣、第 707 号(記録「福州港 封鎖問題」)。
- 40 昭和8年12月20日、台北在勤井上海軍武官発、海軍省軍務局長宛、台海秘第121 号、「福建独立後ノ情報ニ関スル件報告」(『公文備考』昭和8年 D外事 台海秘 七止)。
- 41 昭和8年12月1日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第377号(記録「福州 港封鎖問題」)。
- ⁴² 昭和8年12月6日、広田外務大臣発、在中国有吉公使宛、暗第256号、「福建各港出入内外船舶臨検方ニ関シ丁参事官申出ノ件」(記録「福建独立運動関係」)。
- 43 昭和8年11月26日〈本省着〉、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第640号〈極 秘扱〉〔記録「福州港封鎖問題」〕。
- 44 昭和8年12月3日、馬要参謀長発、軍務局長、軍令部一·三部長、三艦隊·旅要·満海 参謀長、十一戦隊司令官、在支各地武官宛、機密第433番電〈帆風駆艦長機密第三番電 三日午前十一時三十分〉〔記録「福州港封鎖問題」〕)。
- 45 昭和8年12月7日、在中国有吉公使発、広田外務大臣宛、第729号(記録「福州港 封鎖問題」)。
- 46 昭和8年12月7日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第396号(記録「福州港封鎖問題」)。

日本船ハ其後モ検査ヲ授ケス外国船モ同様ナリ……

南京国民政府は、臨検問題により外国、特に日本との関係を根本的に悪化させるつもりはなかったと考えてよかろう。上海・福建間における国内船の航行を停止するだけでも、人民政府に与える経済的ダメージは相当のものがあったと考えられる。

- 47 昭和8年12月8日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、第400号(記録「福州港封鎖問題」)。人民政府の臨検申し入れに対する在福州総領事館警察の回答:「中央政府軍艦ノ日本船臨検ヲ拒絶シ厳正中立ノ趣旨ヲ執リ居ル我方トシテハ革命政府側ノミ斯カル措置ヲ承認スル訳ニハ行カス又本件ハ條約上ノ権利ヲモ毀損スルモノナル次第アリ」。昭和8年12月13日、在福州守屋総領事発、広田外務大臣宛、機密第732(記録「福建独立運動関係」)。

- 50 記録「輿論並新聞論調」。〔『申報』1933.11.20「福建変乱ノ内幕」〕
 - ……数月来陳ハ日本聯絡ニ付イテ尤モ苦心ヲ極メタリ顧フニ十九路軍ハ上海ニ於ケル抗日ノ経過ハー時面目ヲ変換シ易ラス即チ方吉ノ故智ニ則リー面ニハ仍ホ救国抗日ヲ標榜シー面ニハ陳友仁、韓賓禮等ニ託シテ送リニ台湾総督府ニ向ケ諒解ヲ求メタリ最近韓ノ尽力ニテ已ニ陳ニ三百万元ヲ助與シタルヲ聞ケリ……
- 51 注 16 に同じ(在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、第 367 号〈記録「輿論並新聞論調」〉)
- 52 昭和8年11月22日、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第630号(『日本外交文書』〈昭和8年対中国関係〉615頁、文書462)。

- 53 昭和8年11月27日、広田外務大臣発、在中国有吉総領事宛、暗第244号、「福建独立運動ニ関シ支那紙記事取締方ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)。
- 54 謝蒨茂「閩変之客観的影響為日本及共産党造機会」(『新民報』1933 年 11 月 28 日、社論〈記録「輿論並新聞論調」〉。
- 55 昭和8年11月29日、在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、第357号(記録「輿論並新聞論調」)。
- 56 同前。
- 57 昭和8年11月30日、在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、第361号(記録「輿論並新聞論調」)。 討逆民衆大会に関する谷口のこの要求に対し、湖北省政府主席代理盧秘書長は全面的な同意を示した。
- ⁵⁸ 昭和8年12月6日、在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、普通第729号(記録「福建独立運動関係」)。
- 59 昭和8年12月11日、在漢口谷口総領事代理発、広田外務大臣宛、普通第743号(記録「福建独立運動関係」)。
- 60 昭和8年12月12日、在沙市田中領事館事務代理発、広田外務大臣宛、公第29号、「福建問題発生後ノ當地方ノ状況ニ関スル件」(記録「福建独立運動関係」)
- 61 在宜昌領事柴崎白尾発、広田外務大臣宛、機密往信第 144 号(記録「福建独立運動関係」)。
- 62 昭和8年12月4日、在上海石射総領事発、広田外務大臣宛、第435号(記録「輿論並新聞論調」)。

依然福建側カ日本ト勾結シ居ルコト宣伝シ居リ…福建ハ第二ノ臺灣トナル可シト称シ 居ルハ不都合モ甚タシク折角好転セントシツツアル當方面中國民衆ノ対日感情ヲ悪化 サシムル虞アルヲ以テ本官近呉市長ヲ往訪シ厳重ノ注意ヲ喚起スルツモリナリ

- 63 『福建人民日報』の社論「日蒋的秘密勾結」は、蒋介石による日本と人民政府の関係を めぐる宣伝の存在を指摘し、それを根拠の無い謡言として反論を試みている(『福建人 民日報』1933年11月29日)。このような人民政府の動向は、南京国民政府側からの反 人民政府宣伝が一定の影響力をもっていたことを示しているといえよう。
- 64 昭和8年12月17日、在杭州領事館事務代理松村雄蔵発、広田外務大臣宛、普通第134号(記録「福建独立運動関係」)。
- 65 昭和8年12月16日、在南京日高総領事発、広田外務大臣宛、第688号(記録「福建独立運動関係」)、および昭和8年12月16日、在中国有吉公使発、広田外務大臣宛、第754号(記録「輿論並新聞論調」)。『中華日報』と『中国晩報』の性格など、その詳細については残念ながら現在のところ定かではない。
- 66 『中央日報』1933 年 12 月 21 日。

本社二十日上海電、須磨原定二十二日返国、現因奉外務省命、須赴閩調查偽組織、遂 又変更原定計画、決于二十一日晨乗盛京丸赴閩、茲探悉須磨此行、實負有特別任務、因 杉村月前南下到閩時、曾與偽組織方面、商訂偽組織成立後、承認日在華南之各種利益後、 杉村返国、此事仍在往返磋商中、現已達成熟時期、故杉村特令須磨、並授予一切事宜、 以調查偽組織為名赴閩会晤閩偽當局、作縝密之商討、與最後之決定、一説須磨此次南下、 曾擬有所謂白糖借款三千万元、前往接済、並簽訂一切條約。